

宮城県中学校・高等学校の教科体育における武道の実態

斎藤 浩二, 竹田 隆一¹⁾, 黒須 憲²⁾

The actual condition of The Budo as the physical education subject of Miyagi Prefecture junior and senior high school

Koji Saito, Ryuichi Takeda¹⁾ and Ken Kurosu²⁾

In 1989, the Ministry of Education formally changed the term Combat Sport (kakugi) to Budo in their teaching plan, to be used in Junior and Senior High Schools. But, what kind of differences are there between Combat Sport and Budo? What should teachers do with the content of the guidance? There are many unanswered questions.

This paper examines the affects of the name change on the content of the subject (Budo) being taught in schools. As well as the actual condition under which the subject matter is taught.

The results were as follows....

1) In Junior High School, 96% of the schools teach Budo as a Physical Education subject. Of these schools, 70% of them reports deficiencies in facility and equipment. Also, 70% of the teachers have "Shodan" or above qualifications (39% shodan, 29% 2 dan)

2) In Senior High Schools, 75% of the schools teach Budo. And 60% of these schools report difficulties in teaching the course, these includes deficiencies in facility, equipment and low participation by female students. The qualification of the teachers were higher than the Junior High Schools, 80% of the teachers possessed 2 dan or higher.

3) As for changes in contents of the subject, 32% of Junior and Senior High School reported changes along with the name change. The other 68% of school reported no changes in the content or the teaching method. These teachers who reported no changes were teachers with higher level of qualification in Budo.

Key words: physical education, Combat Sport and Budo, the actual condition of Budo education

1. はじめに

近年における武道は、学校体育のみならず社会体育や広く国際的な文化交流の場においてもかつてない隆盛をみせている。一方、武道離れや武道人口の減少¹⁾、中学校・高等学校の部活動の部員数や顧問数の減少が問題となり¹⁾⁽²⁾⁽³⁾、中でも高等学校の剣道部員の減少は少子化による自然減少が原因ではなく、18歳人口の減少が始まると以前からの減少傾向であると指摘されて

いる⁴⁾⁽⁵⁾。

学校体育においては、平成元年の学習指導要領の改訂により格技から武道へと名称が変更され、授業時数や指導内容は以前よりも重要視されている。武道の復活は44年ぶりのことであり、戦中、軍国的主義に用いられたことへの批判や悪いイメージはもはや消え去っているといえよう。しかし、名称変更によって「柔道や剣道はスポーツでなく武道である」といいきれるものでもない。単なる名称だけの変更と捉えれ

¹⁾ Yamagata University ²⁾ Tohokugakuin University

ば、戦後の学校体育における柔道や剣道の位置付けはあくまでもスポーツであり、その一領域である格技が武道になったことは、柔道や剣道はスポーツであり武道であるという性格をもつことになり、指導内容等は変わらないことになる。

では、教育現場においては、今日の名称変更した武道を実際どのように捉えて、実施されているのであろうか。

本研究は、宮城県中学校・高等学校の教科体育における武道教育の現状を把握することを目的に、実施状況、名称変更が関わる指導内容についての検討をおこなった。

2. 方 法

宮城県の公立中学校・高等学校 313 校（中学校 225 校、高等学校 88 校（分校 4 校含む））を対象に質問紙調査を実施した。なお、条件を統一するために中学校は私立・分校、高等学校は私立・定時制・生徒数 100 名以下の分校を対象から除いた。調査内容は、予備調査（平成 8 年 10 月に宮城県の中学校・高等学校 10 校により実施）の回答傾向や疑問点を検討した結果、武

道の実施状況、施設・用具、保健体育科教員の指導体制と段位保有、指導内容の相違、実施上の問題とした。

調査は、中学校を平成 9 年 1 月から 2 月、高等学校を平成 10 年 1 月から 2 月に郵送法によっておこなった。質問紙への回答は、体育科主任、あるいは現在の中学校・高等学校において勤務年数が長い保健体育科教員に求めた。回収は、196 校（中学校 141 校、高等学校 55 校）、回収率は 62.6%、有効標本数 196 である。

本稿は、武道の実施校の実態を把握することを目的としていることから、主に実施校を対象に分析をした。また、実施状況については施行前（中学校は平成 4 年度、高等学校は平成 5 年度）と比較をおこなった。

3. 結果・考察

1) 実施状況（表 1・表 2・表 3）

武道の実施は、中学校が 96%（136 校）、高等学校が 75%（41 校）であった。施行前に比べて若干はあるが中学校は増え、高等学校は減少している。高等学校の減少については、学習指導要領改訂による全日制の普通科男子の単位数

表 1 武道の実施

中学校 n: 141		/ 高等学校 n: 55		
	平成 4 年度	平成 8 年度	平成 5 年度	平成 9 年度
実施校	132 (94%)	136 (96%)	44 (80%)	41 (75%)
非実施校	9 (6%)	5 (4%)	11 (20%)	14 (25%)

表 2 実施種目

中学校 n: 132		n: 136	/ 高等学校 n: 44	n: 41
	平成 4 年度	平成 8 年度	平成 5 年度	平成 9 年度
柔 道	*99 (75%)	*104 (76%)	*32 (73%)	*25 (61%)
剣 道	*37 (28%)	*46 (34%)	*20 (44%)	*20 (49%)
相 摶	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (2%)
なぎなた	0 (0%)	0 (0%)	*1 (2%)	*3 (7%)
空 手 道	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)

*2 種目実施を含む

表3 種目選択の理由

中学校 n: 136(複数回答) / 高等学校 n: 41(複数回答)

1. 専門の指導者がいるため	20 (15%)	29 (71%)
2. 施設・用具が整っているため	100 (74%)	32 (78%)
3. 地域において盛んな種目である	4 (3%)	4 (10%)
4. 武道指導推進校であるため	2 (1%)	3 (7%)
5. その他	39 (29%)	2 (5%)

が11単位から9単位(男女)の減少によるものと考えられる⁶⁾。学習指導要領の実施内容は、中学校が柔道・剣道・相撲、高等学校が柔道・剣道であり、学校の実態によっては他の武道種目をおこなってもよいことになっているが、ほとんど柔道、剣道をとりあげている。その他の種目としては、相撲(中学校1校・高等学校1校)、なぎなた(高等学校3校)、空手道(高等学校1校)が実施されている。

中学校は柔道が76%、剣道が34%と柔道を選択する実施校が多い。2種目の実施が15校、そのうち選択制を導入しているのが13校であった。種目選択の理由として「施設・用具が整っているため」が74%と高い割合を示している。また、「その他」として施設・用具に関わる経費の面を理由として挙げているところが柔道の実施校に多かったことから、環境条件が大きな要因になっていると考えられる。3年間の実施が大半であり、平均32.9授業時数(3年間)は、『学校体育実技指導資料』による中学校指導書保健体育編⁷⁾の各領域別授業時数の比率の例示から算出された武道の授業時数に比べると少ない⁸⁾。実施時期は9月から12月にかけてが65%と多く、なるべく寒い時期の実施を避けるようである。授業形態は男女共習が32%、ティームティーチングの実施が15%(柔道6校・剣道14校)である。

高等学校は柔道が61%、剣道が49%と柔道を選択する実施校がやや多く、なぎなたは3校(7%)で女子に実施されている。非実施校(14校)の半数が女子校であり、共学においても男子だけの実施が多く、全体に女子生徒の実施が

低い状況とうけとれる。種目選択の理由として「施設・用具が整っているため」と「専門の指導者がいるため」が高い割合を示している。また、この2項目に複数の回答が多くみられることから、専門の指導者の存在が施設・用具の有無に関わっているようである。授業は通年59%，短期間41%，学年配当は1年次のみが41%，1・2年次が37%であり、3年間の実施は4%にすぎない。授業形態は男女の共習が15%，そのほとんどが職業科の実施校であり少人数の女子との場合であった。ティームティーチングは1校で実施されている。

2) 施設・用具(表4・表5)

武道場の設置は、中学校が51.5%，高等学校が100%であった。平成9年5月の文部省調査による学校体育施設の「公立学校武道場」設置状況⁸⁾の宮城県や全国平均をみてもわかるように中学校の設置率は低い現状である。授業は、武道場や体育館でおこなわれているが、特に中学校では体育館の使用が多く、柔道を実施する場合などは準備に時間がかかり授業に影響がでていることや疊み止めの必要などの問題も生じている。

用具については、大変苦慮されている現状とうけとれる。柔道では柔道衣を学校で備えている場合に縮む、洗濯、サイズ、衛生面など、個人で準備する場合には経費に関わる問題が挙げられている。高等学校はほとんどが個人で準備している。剣道の場合、防具は学校で備えられているが、数の不足や古くなり傷みがひどくなっているなど、管理や経費についての指摘がある。竹刀は大半の学校で備えられている。こ

宮城県中学校・高等学校の教科体育における武道の実態

表4 武道場

中学校 n: 136 /高等学校 n: 41		*平成9年5月1日現在	
設置校	70 (51.5%)	41 (100%)	宮城県中学校 (公立) 109 (48.7%)
			宮城県高等学校 (公立) 80 (85.1%)
			全国平均 (中学校公立) (41.7%)
			全国平均 (高等学校公立) (91.9%)

(文部省調査より作成)

表5 用具

<中学校>

<高等学校>

柔道 (n: 104)		柔道 (n: 25)	
実施場所 武道場	柔道衣 学校で備えている 57 (55%) (上衣だけ5校含む)	実施場所 武道場	柔道衣 学校で備えている 2 (8%) 個人で備える 23 (92%)
体育館	個人で備える 33 (32%)	体育館	1 (4%)
教室	運動着で実施 14 (13%)	その他	1 (4%)
その他			
剣道 (n: 46)		剣道 (n: 20)	
実施場所 武道場	剣道具 学校で備えている 40 (87%) 備えていない 6 (13%)	実施場所 武道場	剣道具 学校で備えている 20 (100%) 備えていない 0 (0%)
体育館	竹刀 学校で備えている 46 (100%)	体育館	竹刀 学校で備えている 18 (90%) (カーボン竹刀6校含む)
その他	アイガード 学校で備えている 1		個人で備える 2 (10%)
			アイガード 学校で備えている 2
			メンピット 学校で備えている 1
			木刀 学校で備えている 9
			稽古着を使用 7
			小手下・面下 個人で備えている 3
相撲 (n: 1)		相撲 (n: 1)	
実施場所 体育館	用具 マットと柔道帯 1	実施場所 武道場	用具 マットと柔道衣 1
なぎなた (n: 0)		なぎなた (n: 3)	
		実施場所 武道場	防具 学校で備えている 1
		体育館	薙刀 学校で備えている 3
			剣先 個人で備える 1
空手道 (n: 0)		空手道 (n: 1)	
		実施場所 体育館	1

れは安全面を考慮しているためと思われる。相撲の実施校では、「経費を考えて種目の選択をおこなった」という理由からマットと柔道衣や柔道帯を用いておこなわれている。

3) 保健体育科教員の武道の段位保有

① 中学校 (表6・表7)

141校の保健体育科教員(358名)の57% (204名)が段位保有者であり、うち66% (134

表 6 中学校 (141 校) 保健体育科教員の段位保有

n: 358 (男 224, 女 134) 単位: 人 (男・女)

種目＼段位	初段	二段以上	合計	無
柔道	95 (90.5)	38 (38.0)	133 (128.5)	
剣道	37 (33.4)	32 (19.13)	69 (52.17)	
相撲	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	
弓道	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	
なぎなた	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
合 計	134 (124.10)	70 (57.13)	*204 (181.23)	173 (62.111)

*2 種目の保有者を含む

表 7 中学校 (実施 136 校) における授業担当者の段位保有

n: 136

種目＼段位	初段	二段以上	無
柔道 (104)	47 (45%)	30 (29%)	27 (26%)
剣道 (46)	12 (26%)	13 (28%)	21 (46%)
相撲 (1)	0	0	1
なぎなた (1)	0	1	0
合 計 (*152)	59 (39%)	44 (29%)	49 (32%)

*2 種目実施を含む

名)が初段である。段位保有者の 89% (181 名) が男子教員であり、保健体育科教員全体の約 80% を占めている。女子教員は 11% (23 名) と少なく、保健体育科教員全体の 17% にすぎない。実施校における段位保有者の実施は、初段 39%，二段以上 29% であり、約 70% が初段以上の教員で担当されている。

② 高等学校 (表 8・表 9)

55 校の保健体育科教員 (272 名) の 53% (144 名) が段位保有者であり、約半数が初段である。しかし、実施校の 80% が二段以上の段位保有者で担当され、そのうち四段以上が約 30% を占めていることから専門の教員が多いといえる。

また、段位保有者の 95% (137 名) が男子教員であり、保健体育科教員全体の 60% である。これは中学校よりも低い数値である。女子教員は 5% (7 名) と中学校同様に少なく、保健体育科教員全体の 16% にすぎない。

中学校・高等学校とともに、昭和 58 年の文部省

調査「保健体育担当教員 (男子) の柔・剣道段位保有状況」⁹⁾ の初段が約 60% の報告とほぼ同様の結果になった。有段者の教員が多いことについては、昭和 59 年から各都道府県で開催されている学校体育実技 (武道) 認定講習会¹⁰⁾ の参加によって段位を認定されていることが大きな要因となっていると思われる。なお、表 6 は調査回収した中学校 141 校を、表 8 は高等学校 55 校を対象にした。

4) 指導内容について (表 10)

平成元年の学習指導要領における武道の内容は、「名称を『武道』に改め、我が国固有の文化としての特性を生かした指導ができるようにする」さらに、態度の内容に「伝統的な行動の仕方に留意する」を新たに加えて示してある¹⁰⁾。この内容をどのように捉えて指導されているのであろうか。

中学校・高等学校ともに 32% の実施校が以前の格技と武道の指導内容を「変えている」と回

宮城県中学校・高等学校の教科体育における武道の実態

表8 高等学校（55校）保健体育科教員の段位保有

n: 272 (男 228, 女 44) 単位: 人 (男・女)

種目＼段位	初段	二段以上	合計	無
柔道	52 (52.0)	35 (35.0)	87 (87.0)	
剣道	15 (14.1)	34 (32.2)	49 (46.3)	
相撲	0 (0.0)	2 (2.0)	2 (2.0)	
なぎなた	2 (1.1)	3 (0.3)	5 (1.4)	
空手道	0 (0.0)	1 (1.0)	1 (1.0)	
合 計	69 (67.2)	75 (70.5)	*144 (137.7)	143 (105.38)

*2 種目の保有者を含む

表9 高等学校（実施41校）における授業担当者の段位保有

n: 41

種目＼段位	初段	二段以上	無
柔道 (25)	6 (24%)	18 (72%)	1 (4%)
剣道 (20)	1 (5%)	17 (85%)	2 (10%)
相撲 (1)	0	1	0
なぎなた (3)	0	3 (外部1名)	0
空手道 (1)	0	1	0
合 計 (*50)	7 (14%)	40 (80%)	3 (6%)

*2 種目実施を含む

表10 指導内容

中学校 n: 136 / 高等学校 n: 41

変えている	43 (32%)	13 (32%)
変えていない	93 (68%)	28 (68%)

「変えている」内容（複数回答） 中学校 n: 43 / 高等学校 n: 13

1. 伝統的な行動の仕方に留意して指導している	30 (70%)	9 (69%)
2. 「形」を導入している	4 (9%)	8 (62%)
3. 武道の伝統的な考え方についての講話を多く取り入れている	12 (28%)	3 (23%)
4. その他	9 (21%)	2 (15%)

答している。その内容は、「伝統的な行動の仕方に留意して指導している」が高い割合であった。「変えていない」と回答した実施校の中には、従来から柔道や剣道の授業において伝統的な行動や礼儀作法を指導していることから、改めて変えることがないというところが多く、しかもその大半が専門の指導者が担当している実施校であった。また、このように名称変更以前でも十分に各種目ごとに指導されていることから、改めて「伝統的な行動の仕方に留意する」とは、ど

のようなことであるのかとの指摘も多かった。

以上のことから、名称変更が関わる指導内容については、実施校の大半が指導内容を変えることがなくおこなっているとうけとめられる。

5) 武道の実施上の問題（表11）

中学校は約70%，高等学校は約60%の実施校で、武道の授業を実施するうえで問題があると報告している。中学校は施設・用具の有無を、高等学校は指導方法についてや施設の不備などの指摘が多い^{#4)}。

表 11 実施上の問題

中学校 n: 136 / 高等学校 n: 41			内容 (複数回答)	中学校 n: 96 / 高等学校 n: 24
ある	96 (71%)	24 (59%)	1. 指導について 2. 施設について 3. 用具について 4. その他	29 (30%) 75 (78%) 55 (57%) 0 (0%)
ない	40 (29%)	17 (41%)		10 (42%) 10 (42%) 6 (25%) 2 (8%)

4. まとめ

本稿は、学校体育における武道教育の現状を把握することを課題として、宮城県中学校・高等学校の教科体育の武道の実施状況と名称変更が関わる指導内容についての検討をおこなった。その結果を要約すると以下のとおりである。

- (1) 中学校は 96% と実施率が高く、施行前より若干増えている。実施校の約 70% が施設・用具などの環境条件の不備や不足を指摘している。保健体育科教員(中学校 141 校)の 57% が段位を保有し、そのうち初段が 66% である。指導体制は実施校の約 70% (初段 39%, 二段以上 29%) が初段以上の教員によって担当されている。
- (2) 高等学校は 75% が実施し、施行前に比べて若干減少している。実施校の約 60% が実施上の問題点を挙げている。全体に女子生徒の実施が低い。保健体育科教員 (高等学校 55 校) の 53% が段位を保有し、約半数が初段である。指導体制は実施校の 80% が二段以上、しかもそのうち約 30% が四段以上であり、専門の教員が多い。
- (3) 格技と武道の名称変更が関わる指導内容については、中学校・高等学校ともに実施校の 32% が「変えている」と報告しているが、68% の実施校は名称にこだわることなく内容は同じであると捉えている。しかも、その大半が専門の教員が指導されている学校であった。また、名称変更が指導内容にどのような違

いをもたらすかということよりも、現実は実施上の問題の方が上回り、授業をどのように運営していくかが先決であるように感じられた。

以上、現在の宮城県中学校・高等学校の教科体育における武道については、高い割合で実施されている。その大半が柔道、剣道を名称変更による大きな相違点もなく、これまでと同様におこなわれており、あくまでも種目の総称として「武道」と呼んでいると解釈すべきであろう。このことは、時津賢児が指摘している「例えば剣道をやるから武道なのではなく、技を磨くことが自分を高めることになる様な内容の稽古ができるようになった時、その人の剣道は武道になる訳で、それまでは実質的には竹刀競技だと言うべきであろう。(中略)『武道』そのものというのは、厳密な意味では各種目の総称であり、単独種目としては存在しないと言ってよい。」¹¹⁾と述べているように、武道だから柔道や剣道をおこなっているのではなく、実際、授業ではそこまで深く実施できないため、これまでの格技と同様に柔道、剣道を実施しているのにすぎないのである。

また、武道だから「伝統的な行動の仕方を留意する」などと改めることなく、これまでの柔道、剣道が「武道」のもつ特性を十分含んだものとして既に成り立っていると理解されているために、改めて強調されていることがかえって混乱を来していると考えられる。格技としてこれらの用語を盛り込めることができなかつたことを考えれば、ここが格技と武道の違いと認められる。しかしながら、今日の武道種目の大会にもよくみられるガッツポーズのシーンや

勝利至上主義からくる弊害などを考えれば、その特性が薄れてきているために見直す意味が込められているのかもしれない感ずるところがある。

注

注 1) 「月刊武道」では、1995年9月号（第346号）から1997年3月号（第364号）まで「武道人口を考え」と題し、各武道の連盟から人口の現状と課題についての特集を取り上げている。たとえば、剣道の場合「剣道人口の減少の現象は十年前から表面化し、関係者の間で研究が行われてきた。」や「剣道の初段の登録者のピークだった昭和61年は10万1千人に対して、平成7年は8万3千人と徐々に減少している。少子化の影響は当然うけていると思われるが、それ以外に減少の原因があるのでないかとの懸念もある。」など（第361号、78-85、1996年）。また、全国教育系大学剣道連盟では、全日本剣道連盟より助成をうけて、平成5年6月から8月に高校生、大学生を対象に剣道人口減少等の原因究明調査を実施した。また、平成6年9月2・3日に開催された日本武道学会第27回大会（日本体育大学）のシンポジウムで「剣道人口の減少の実態とその原因を探る」と題し、中体連、高体連、大学、道場連盟から報告がおこなわれた。

注 2) 文部省『中学校指導書保健体育編平成元年』83-86、1989年、「各領域別授業時間数の一例（比率）」の算出された武道の授業時数は下記の通りである。文部省『学校体育実技指導資料第1集剣道指導の手引（改訂版）』大蔵省印刷局、35、1993年。文部省『学校体育実技指導資料第2集柔道指導の手引（改訂版）』東山書房、29、1993年。

武道の授業時数

学 年	第1学年	第2学年	第3学年
保健体育 (体育分野)	105 (95)	105 (95)	105～140 (70～105)
武道の授業 時数の比率	15～35% (武道・球技)	45～65% (武道・球技)	50～70% (武道・球技)
武道の授業 時 数	14～33 時間	24～43 時間	70 時間の場合 14～28 時間 105 時間の場合 21～42 時間

（注）第2,3学年は、前回の中学校指導書保健体育編の球技の割合を差し引いた比率に基づき算出している。

- 注 3) 文部省の学校体育の武道推進事業として昭和54年から取り組まれた「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について」の地方スポーツ振興費補助金（体育・スポーツ振興事業）事業のひとつとして、学校体育実技認定・指導事業がある。これは、昭和55年から学校体育実技（格技）認定講習会（1地区）が実施され、昭和59年から各都道府県で開催されている。その趣旨は、中学校・高等学校体育担当教員の武道の段位取得のための講習会（柔道・剣道）である。斎藤浩二「学校体育における武道の『推進策』について」仙台大学紀要第25集、11-22、1994年。
- 注 4) 武道の授業を実施するうえでの問題の主な内容は、次のとおりである。

〈中学校〉

* 指導について	・専門の指導者がいない。生徒の理解しやすい十分な指導ができない。技術的な指導への不安。免許外の負担がある。専門的な知識がないため、危険な状態が予測ができないことがある。
* 施設について	・専用の武道場がない。道場はあるが狭い、古い。体育館の使用で準備に時間がかかる。畳止めの必要やマット使用などの安全面の問題。
* 用具について	・用具不足。経費の面の問題。個人持ちにする難しさ。柔道衣の問題（縮む、洗濯、サイズ、個人負担、衛生面など）

〈高等学校〉

・週1時間なので技術の向上は望めない。1年時だけであり継続したい。寒さとケガ。生徒に興味・関心を持たせる指導などが難しい。安全配慮。専門的な指導内容がわからない。

・狭い、老朽化、危険性。施設の不足のため十分な指導時数がとれない。施設を借用のため移動に時間がかかり、授業に影響がでてしまう。暖房設備があっても良い。

・用具不足。古くなり傷みがひどい。管理が難しい。臭い、クリーニングができない。

参考文献

- 1) 脇本三千雄 「武道学会シンポジウム—剣道人口の減少—中学校の実態と問題点」武道, 第340号, 28-32, 1995年。
- 2) 全国高等学校体育連盟剣道部 『四十年のあゆみ』1994年。
- 3) 本村清人 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書の概要」武道, 第376号, 140-143, 1998年。
- 4) 大塚忠義 『日本剣道の歴史』窓社, 227-242, 1995年。
- 5) 浅見 裕他 「現代青年の剣道観についての研究—剣道人口減少問題に関連して—」武道学研究, 第27巻第2号, 8-17, 1995年。
- 6) 文部省 『高等学校学習指導要領(平成元年3月)』大蔵省印刷局, 1-2, 1989年。文部省『高等学校学習指導要領解説保健体育編, 体育編(平成元年12月)』東山書房, 13-14, 1989年。
- 7) 文部省 『中学校指導書保健体育編平成元年』83-86, 1989年。
- 8) 文部省体育局監修 『体育・スポーツ指導実務必携平成10年版』ぎょうせい, 1439-1442, 1998年。
- 9) 杉山重利 「学校における武道教育『格技』から『武道』へ」武道, 第241号, 44-47, 1986年。
- 10) 前掲書, (6), (7)。
- 11) 時津賢児 「生命拡充へ向かう武道」武道, 第376号, 98-102, 1998年。

(平成11年5月31日受付, 平成11年7月30日受理)